

宮議第1号
平成31年4月1日

宮田村長 小田切 康彦 様

宮田村所有地における宮田観光ホテルの所有権移転問題等に関する申し入れ

宮田村議会議長 天野 早人

平成31年1月10日付けで、宮田村の所有地上にある宮田観光ホテルが、公正証書の契約に反して村の同意を得ぬまま、所有権移転の登記を行いました。

そのことについて、宮田村議会では2月26日に全員協議会において所有権の移転先の企業（㈱ワールドトラベル）への質疑、3月12日には総務厚生委員会において所有権を移転させた企業（㈱SNAP倶楽部）の参考人招致を行い、その経過及び課題について調査を行ってきました。

参考人招致の内容については、別紙のとおり参考資料として村に提供するとともに、本件に対する宮田村議会の総意として、下記の申し入れをいたします。

記

1. 新たな公正証書の契約に当たっては、弁護士等の専門家と十分に協議し、法令が遵守されるよう最大限の手立てを講じるとともに、常に情報収集を行うようにしてください。
2. 未収納の租税について、すみやかに回収するように努めてください。
3. 村有財産に関わる契約業務について、適切な運用がなされているか、総点検を実施してください。

以上